

平成二十六年厚生労働省令第五号

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第四項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十条第二項（同令第十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）の全部を次のように改正する。
（障害支援区分に関する審査判定基準等）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第四条第四項の主務省令で定める区分は、第二号から第七号までに掲げる区分とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「令」という。）第十条第二項（令第十三条において準用する場合を含む。）に規定する市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）が行う審査及び判定は、当該審査及び判定に係る障害者に必要とされる支援の度が次の各号に掲げる区分等に応じそれぞれ当該各号に掲げる支援の度のいずれかに該当するかに従って行うものとする。この場合において、法第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害支援区分認定調査」という。）の結果及び医師意見書に基づいて算定された別表第一の項目の欄に掲げる項目（以下単に「項目」という。）のうち当該障害者の障害の状態に当てはまるものに係る点数又は当該点数を各群につき合計した点数（以下「合計点数等」という。）が二以上の別表第二の番号の欄に掲げる番号（以下単に「番号」という。）に係る同表の欄に掲げる条件（以下単に「条件」という。）を満たす場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該二以上の番号に係る同表の区分等該当可能性の欄に掲げる割合のうち最も高いもの（当該最も高いものが二以上あるときは、当該最も高いものに係る番号のうち最も大きいもの）に係る条件のみを満たすものとして取り扱うものとする。

一 非該当 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の非該当の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

二 区分一 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分一の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

三 区分二 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分二の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

四 区分三 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分三の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

五 区分四 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分四の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

六 区分五 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分五の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

七 区分六 次のイ又はロのいずれかに掲げる支援の度合
イ 当該障害者に係る合計点数等が、別表第二の区分六の項のいずれかの番号に係る条件を満たす場合における支援の度合（障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められないものを除く。）

ロ 障害支援区分認定調査の結果及び医師意見書を総合的に勘案して、当該支援の度合に相当すると認められるものを除く。）

（都道府県審査会に関する読替え）
第二条 法第二十六条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、前条の規定を適用する場合には、同条中「市町村審査会（法第十五条に規定する市町村審査会をいう。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

附 則 抄

8		行動上の障害（B群）													
多動・行動停止	こだわり	集団への不適応	ひどい物忘れ	異食行動	不潔行為	物や衣類を壊す	収集癖	一人で出たがる	外出して戻れない	落ち着きがない	徘徊	支援の拒否	大声・奇声を出す	同じ話をする	
支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	
3.2	1.9	3.1	0.6	5.1	4.9	4.3	3.8	5.0	3.3	4.4	3.7	2.8	2.7	2.1	
月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	
3.5	2.6	3.4	0.7	5.1	5.5	5.0	4.1	5.4	4.3	5.0	3.8	3.4	3.0	2.4	
週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	
5.6	3.6	4.8	1.0	6.1	5.5	5.8	4.5	6.1	4.3	5.5	4.4	4.3	4.1	3.3	
必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	
ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が2	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が2	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が6	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が1	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が7	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が9	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が0	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が8	

10	9															
特別な医療	行動上の障害（C群）															
点滴の管理	自己の過大評価	集中力が続かない	話がまとまらない	意欲が乏しい	対人面の不安緊張	そう鬱状態	麻	感覚過敏・感覚鈍	反復的行動	多飲水・過飲水	過食・反すう等	突発的な行動	不適切な行為	他人を傷つける行為	自らを傷つける行為	不安定な行動
ない	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	0	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要	支援が不要
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	ある	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要	希に支援が必要
5.8	13.8	13.6	13.4	15.3	17.3	12.3	9.1	3.4	3.6	4.2	5.5	4.4	3.5	3.5	2.3	
要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要		月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要	月に1回以上の支援が必要
	13.9	13.6	13.4	15.7	19.0	14.2		4.0	4.4	4.5	8.3	5.5	4.6	4.9	3.5	
	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要		週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要
	31.5	61.3	51.3	91.5	61.9	21.5		4.1	6.8	4.9	71.0	6.7	7.2	6.9	6.3	
	必要	必要	必要	必要	必要	必要		必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要	必要
	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要		ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要	ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
	18	16	15	12	20	19		7	9	7	12	9	11	9	10	

てんかん	二軸評価 精神症	二軸評価 能力障	害	事	生活障害評価 生	活リズム	清	生活障害評価 金	銭管理	生活障害評価 服	薬管理	生活障害評価 対	人関係	生活障害評価 社	会的適応
ない	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある(年1回以上)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある(月1回以上)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ある(週1回以上)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 1の群から10の群までについては調査項目に基づき、11の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定し、又は当該点数を各群につき合計する。
 2 12の群については医師意見書に基づき、各項目のうち当てはまるものに係る点数を算定する。
 別表第二(第一条関係)

区分	番号	条件	可能性
一	1	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(C群)Ⅱ0. 0かつ金銭の管理Ⅱ0. 0かつ感情が不安定Ⅱ0. 0	2%
2	2	応用日常生活動作Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0. 0かつ特別な医療Ⅱ0. 0かつ片足での立位保持Ⅱ0. 0かつ集中力が続かない	4%
3	3	生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0. 1かつ行動上の障害(B群)Ⅱ0. 0かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9	0%
4	4	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ13. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ金銭の管理Ⅳ1. 4かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9かつ二軸評価能力障害Ⅳ2. 0	4%
5	5	生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0. 1かつ行動上の障害(B群)Ⅳ0. 1かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9かつ二軸評価軸評価能力障害Ⅱ2. 0	1%
6	6	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ13. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ金銭の管理Ⅳ1. 4かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9かつ二軸評価能力障害Ⅲ3. 0	3%
7	7	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ13. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(C群)Ⅳ0. 1かつ金銭の管理Ⅱ0. 0かつ感情が不安定Ⅱ0. 0	1%
8	8	起居動作Ⅳ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅳ13. 1かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅱ0. 0かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9	9%
9	9	起居動作Ⅱ0. 0かつ生活機能ⅡⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 1かつ行動上の障害(C群)Ⅱ12. 4かつ感情が不安定Ⅱ0. 0	6%

40	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ認知機能Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 9かつ感情が不安定Ⅱ2. 1かつ昼夜逆転Ⅱ2. 1	72. 2%
41	生活機能ⅠⅣ15. 6かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 1かつ麻痺Ⅱ7. 1	59. 0%
42	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ認知機能Ⅳ0. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 9かつ行動上の障害(C群)Ⅳ38. 7かつ感情が不安定Ⅳ2. 1	56. 9%
43	生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ認知機能Ⅱ0. 0かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 9かつ感情が不安定Ⅳ2. 1かつ昼夜逆転Ⅱ0. 0	48. 1%
44	生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ14. 2かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ麻痺Ⅱ2. 9	42. 2%
45	起居動作Ⅳ0. 1かつ生活機能ⅠⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 1かつ感情が不安定Ⅱ0. 0	40. 4%
46	生活機能ⅠⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ8. 4	53. 8%
47	生活機能ⅠⅡ0. 0かつ生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 1	74. 1%
48	生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0. 1かつ感情が不安定Ⅱ0. 0かつ意欲が乏しいⅣ1	68. 4%
49	起居動作Ⅱ0. 0かつ生活機能ⅠⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅳ42. 8かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20. 1	67. 9%
50	生活機能ⅠⅡ21. 0かつ生活機能ⅡⅣ23. 6かつ生活機能ⅡⅡ32. 7かつ応用日常生活動作Ⅱ73. 2かつ認知機能Ⅳ20. 6かつ行動上の障害(A群)Ⅱ32. 7	58. 9%
51	生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0. 1かつ行動上の障害(A群)Ⅱ14. 1	58. 0%
52	起居動作Ⅱ0. 0かつ生活機能ⅠⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅡ0. 0かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ応用日常生活動作Ⅱ42. 7	56. 9%
53	生活機能ⅠⅡ15. 5かつ生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅳ36. 2かつ行動上の障害(A群)Ⅳ8. 5	55. 4%
54	生活機能ⅠⅡ21. 0かつ生活機能ⅡⅣ23. 6かつ生活機能ⅡⅡ50. 6	52. 2%
55	生活機能ⅡⅣ0. 1かつ生活機能ⅡⅡ23. 5かつ応用日常生活動作Ⅱ36. 1	43. 5%
56	生活機能ⅠⅡ21. 0かつ生活機能ⅡⅣ23. 6	74. 3%
57	生活機能ⅠⅡ21. 0かつ生活機能ⅡⅣ23. 6	52. 3%
58	生活機能ⅠⅣ0. 1かつ生活機能ⅠⅡ15. 5	48. 5%
59	生活機能ⅠⅡ15. 5	77. 8%
60	生活機能ⅠⅡ15. 5	70. 5%
61	生活機能ⅠⅡ15. 5	67. 2%
62	生活機能ⅠⅡ15. 5	52. 5%
63	生活機能ⅠⅡ15. 5	95. 9%

64	生活機能ⅠⅡ15.5	かつ生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	の障害(A群)Ⅳ1.6	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ20.1	かつ行動上の障害(C群)Ⅱ38.6	かつ麻痺・拘縮Ⅱ0.0	かつ片足での立位保持Ⅱ3.4	81.0%	
65	生活機能ⅠⅡ15.5	かつ生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	の障害(A群)Ⅱ20.1	かつ行動上の障害(C群)Ⅳ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	75.4%
66	生活機能ⅠⅡ15.5	かつ生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	の障害(A群)Ⅱ1.5	かつ行動上の障害(C群)Ⅱ38.6	かつ麻痺・拘縮Ⅱ0.0	かつ片足での立位保持Ⅱ3.4	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	72.4%
67	生活機能ⅠⅡ15.5	かつ生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	の障害(A群)Ⅱ1.5	かつ行動上の障害(C群)Ⅱ38.6	かつ麻痺・拘縮Ⅱ0.0	かつ片足での立位保持Ⅱ3.4	かつ認知機能Ⅰ18.9	かつ行動上	49.1%
68	入浴Ⅱ0.0	かつ交通手段の利用Ⅱ0.0	かつ麻痺 右上肢Ⅱ3.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
69	入浴Ⅱ0.0	かつ交通手段の利用Ⅱ0.0	かつ麻痺 左上肢Ⅱ3.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
70	生活機能ⅠⅡ0.0	かつ入浴Ⅱ0.0	かつ透析Ⅱ0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
71	起き上がりⅡ0.0	かつ交通手段の利用Ⅱ0.0	かつ透析Ⅱ0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
72	生活機能ⅠⅡ0.0	かつ特別な医療Ⅳ0.1	かつ特別な医療Ⅱ3.7	かつ入浴Ⅱ0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
73	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ19.5	かつ視聴覚機能Ⅳ10.7	かつ視聴覚機能Ⅱ41.1	かつ応用日常生活動作Ⅳ33.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ61.5	かつ交通	手段の利用Ⅱ18.9	0	0	0	0	0%
74	交通手段の利用Ⅱ0.0	かつ透析Ⅱ0.2	かつ関節の拘縮 肩関節Ⅱ0.0	かつ関節の拘縮 股関節Ⅱ0.0	かつ関節の拘縮 肘関節Ⅱ0.0	かつ関節の拘縮 膝関節Ⅱ0.0	0	0	0	0	0	0	0%
75	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ20.2	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ50.0	0	0	0	0	0	0	0%
76	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ20.2	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ55.6	0	0	0	0	0	0	0%
77	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ19.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ33.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ61.5	かつ認知機能Ⅳ0.1	かつ認知機能Ⅱ13.1	かつ視力Ⅳ2.8	かつ視力Ⅱ2.8	かつ買物Ⅱ0.0	0	0	0	0%
78	起居動作Ⅱ0.0	かつ生活機能ⅠⅣ21.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.6	かつ生活機能ⅡⅡ34.8	かつ応用日常生活動作Ⅱ69.4	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ30.2	かつ行	動上の障害(C群)Ⅱ24.7	かつ二軸評価Ⅱ6.6	0	0	0	0%
79	生活機能ⅡⅡ0.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(B群)Ⅳ0.1	かつ被害的・拒否的Ⅱ2.1	かつ感情が不安定Ⅱ5.0	0	0	0	0	0	0	0%
80	生活機能ⅡⅡ0.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(B群)Ⅳ0.1	かつ感情が不安定Ⅱ0.0	かつ反復的行動Ⅱ6.7	かつ意欲が乏しいⅡ0.0	かつ麻痺Ⅱ2.9	かつ二軸評価Ⅱ3.0	0	0	0	0%
81	生活機能ⅡⅡ0.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(B群)Ⅳ0.1	かつ感情が不安定Ⅱ0.0	かつ意欲が乏しいⅡ0.0	0	0	0	0	0	0	0%
82	生活機能ⅡⅡ0.0	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(B群)Ⅳ0.1	かつ感情が不安定Ⅱ0.0	かつ支援の拒否Ⅱ2.8	かつ意欲が乏しいⅡ0.0	かつ麻痺Ⅱ2.9	かつ二軸評価Ⅱ3.0	0	0	0	0%
83	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ認知機能Ⅱ10.7	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ14.8	0	0	0	0	0	0	0%
84	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ認知機能Ⅱ10.7	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ14.8	0	0	0	0	0	0	0%
85	生活機能ⅡⅣ0.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅱ36.1	かつ認知機能Ⅱ10.7	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ0.1	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ14.8	0	0	0	0	0	0	0%
86	起居動作Ⅳ6.9	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ73.3	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
87	生活機能ⅠⅡ23.3	かつ応用日常生活動作Ⅳ73.3	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ16.8	かつ不安定な行動Ⅱ2.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
88	生活機能ⅠⅡ23.3	かつ生活機能ⅡⅣ23.3	かつ生活機能ⅡⅡ34.8	かつ応用日常生活動作Ⅱ73.3	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ16.7	0	0	0	0	0	0	0	0%
89	起居動作Ⅱ6.8	かつ生活機能ⅠⅣ4.1	かつ生活機能ⅡⅡ23.5	かつ応用日常生活動作Ⅳ73.3	かつ行動上の障害(A群)Ⅱ16.7	0	0	0	0	0	0	0	0%
90	生活機能ⅡⅡ23.3	かつ応用日常生活動作Ⅳ36.2	かつ行動上の障害(A群)Ⅳ32.8	かつそう鬱状態Ⅳ12.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
91	生活機能ⅠⅡ21.0	かつ生活機能ⅡⅣ34.9	かつ生活機能ⅡⅡ50.6	かつ応用日常生活動作Ⅱ73.2	かつ移乗Ⅳ6.6	0	0	0	0	0	0	0	0%

五		四	
9	1 5 生活機能 I ⅡA 4 2. 0 かつ生活機能 II Ⅳ 7 8. 2 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 4 4. 4 かつ食事Ⅱ 1 4. 4 かつ他人を傷つける行為Ⅱ 0. 0	6 6. 7 %	
8	1 5 生活機能 I Ⅳ 6 0. 0 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 7 0. 9 かつ食事Ⅱ 1 4. 4	5 6. 1 %	
7	1 5 生活機能 I ⅡA 3 7. 5 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 7 4. 0 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 4 5. 2	5 9. 8 %	
6	1 5 動上の障害 (A 群) ⅡA 3 6. 6 かつ移乗Ⅳ 1 0. 7	7 5. 0 %	
5	1 5 生活機能 I Ⅳ 3 7. 6 かつ生活機能 I ⅡA 4 2. 0 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 7 4. 0 かつ応用日常生活動作Ⅳ 3 3. 0 かつ応用日常生活動作Ⅱ 6 1. 5 かつ行	6 0. 0 %	
4	1 5 生活機能 I Ⅳ 3 7. 6 かつ生活機能 I ⅡA 5 9. 9 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 6 4. 2 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 4 0. 3 かつ移乗Ⅱ 6. 6 かつ衣服の着脱Ⅱ	6 0. 0 %	
3	1 5 生活機能 I Ⅳ 2 1. 1 かつ生活機能 II Ⅳ 3 4. 9 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ応用日常生活動作Ⅱ 6 9. 4 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 3 0. 2 かつ移乗Ⅱ 6. 6 かつ衣服の着脱Ⅱ	8 0. 6 %	
2	1 5 生活機能 II Ⅳ 2 3. 5 かつ応用日常生活動作Ⅱ 3 6. 1 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 2 1. 0 かつ調理Ⅳ 9. 4 かつ感情が不安定Ⅳ 2. 1 かつ二軸評価 能力障害Ⅱ 5. 0	0 %	
1	1 5 生活機能 I Ⅳ 3 4. 6 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 3 0. 2 かつ移乗Ⅳ 1 0. 7 かつ入浴Ⅱ 6. 1	6 0. 9 %	
0	1 5 生活機能 I Ⅳ 3 4. 6 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 3 0. 2 かつ移乗Ⅳ 1 0. 7 かつ衣服の着脱Ⅱ 0. 0	6 6. 7 %	
9	1 4 生活機能 II Ⅳ 1 9. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 4 2. 6 かつ 1 人で出たがるⅡ 0. 0 かつ反復的行動Ⅳ 4. 1 かつ自己の過大評価Ⅱ 0. 0 かつ生活障害評価 社会的適応Ⅱ 5. 0	8 0. 6 %	
8	1 4 つ行動上の障害 (B 群) ⅡA 2 6. 4 かつ移乗Ⅱ 6. 6	5 2. 4 %	
7	1 4 生活機能 I Ⅳ 3 7. 6 かつ生活機能 I ⅡA 5 9. 9 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 7 4. 0 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 4 0. 2 かつ移乗Ⅱ 6. 6 かつ麻痺Ⅱ 4. 9 5 3. 4 %	5 3. 4 %	
6	1 4 つ行動上の障害 (B 群) Ⅳ 2 6. 5 かつ移乗Ⅱ 6. 6	5 5. 4 %	
5	1 4 生活機能 I Ⅱ 2 1. 0 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ応用日常生活動作Ⅱ 7 3. 2 かつ認知機能Ⅳ 2 4. 0 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 3 2. 8 かつ移乗Ⅱ 0. 0	5 0. 0 %	
4	1 4 生活機能 I Ⅳ 2 1. 1 かつ生活機能 I ⅡA 3 4. 5 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 3 0. 2 かつ移乗Ⅳ 1 0. 7	5 5. 0 %	
3	1 4 生活機能 I Ⅳ 3 5. 8 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ応用日常生活動作Ⅳ 6 9. 5 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 3 0. 2 かつ移乗Ⅱ 6. 6	6 1. 3 %	
2	1 4 生活機能 I ⅡA 2 1. 0 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ応用日常生活動作Ⅳ 7 3. 3 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 1 4. 2 かつ生活障害評価 社会的適	6 2. 6 %	
1	1 4 生活機能 I Ⅳ 4 0. 4 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 3 0. 3 かつ調理Ⅱ 9. 4	4 6. 5 %	
0	1 4 生活機能 I Ⅳ 2 1. 1 かつ生活機能 I ⅡA 4 0. 3 かつ生活機能 II Ⅳ 2 3. 6 かつ生活機能 II Ⅱ 5 0. 6 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 3 0. 3	5 2. 8 %	
9	1 3 生活機能 I ⅡA 3 7. 5 かつ生活機能 II Ⅳ 5 0. 7 かつ生活機能 II Ⅱ 7 4. 0 かつ行動上の障害 (A 群) ⅡA 4 5. 1	5 0. 9 %	
8	1 3 生活機能 II ⅡA 2 3. 5 かつ応用日常生活動作Ⅳ 7 3. 3 かつ行動上の障害 (A 群) Ⅳ 1 6. 8 かつ不安定な行動Ⅳ 3. 5	5 6. 5 %	

